

第1 青少年・治安対策本部のあらまし

1 設置経緯

東京都では、都内の刑法犯認知件数が平成14年に30万件超と戦後最悪の水準を記録したことを背景に、「治安の維持こそ最大の都民福祉」との認識に立ち、東京の治安回復のため、平成15年8月に、副知事を本部長とした「緊急治安対策本部」を立ち上げ、外国人組織犯罪、少年問題、安全安心まちづくりの推進を重点とする取組を開始した。

その後、治安問題の根底には青少年の問題が深く関連していることから、平成16年8月に少年問題対策担当を中心とする「青少年育成総合対策推進本部」を知事本局に設置し、関係各局の連携により総合的かつ効果的な対策を実施してきた。

さらに、青少年対策及び治安対策に係る事業を一体的・総合的に推進するため、平成17年8月に生活文化局の交通安全対策部門を加えて、新たに局相当の組織として「青少年・治安対策本部」を設置した。平成19年4月には、ひきこもりや非行少年等の立ち直り支援など、新たな行政課題への迅速な対応を図るため組織改正を行い、若年者対策係の新設等の体制を整備した。

2 現状と課題

東京の治安は、尺度の一つである都内の刑法犯認知件数が、平成15年から14年連続減少し、平成28年は平成14年のピーク時から半減して、統計上、回復した。

しかし、平成28年は、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害件数が3年ぶりに増加に転じたほか、サイバー犯罪、ストーカー犯罪など弱者が被害者となる事件が依然として発生しており、「都民生活に関する世論調査」（平成28年7月実施）においても、治安対策に関する要望が上位を占め、都民の治安に対する不安感は解消していない。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展などにより青少年を取り巻く環境が大きく変化し、青少年の意識や行動、人間関係に大きな影響を与えており、近年は、ネット利用に起因するトラブル・被害が多発するなど、青少年を健全に育成するための取組の重要性が増しているほか、社会的自立に困難を有する子供・若者の支援も必要となっている。

交通安全に関しては、平成28年は、都内の交通事故発生件数、負傷者数は16年連続で減少したものの、依然として交通死亡事故に占める高齢者の割合や交通事故全体に占める自転車関与事故の割合は高い。また、交通渋滞の解消や放置自転車の削減に向けた対策も引き続き必要となっている。

3 取組の方向性

青少年・治安対策本部では、誰もが安全安心を実感できる社会を実現するため、これまでの取組を総括して成果と課題を検証し、平成27年1月、今後の施策の方向性を示す「安全安心TOKYO戦略」を策定した。本戦略に基づき、高齢者や女性、子供など犯罪被害に遭いやすい弱者も含めて全ての都民が安全安心を実感して生活できるよう、刑法犯認知件数だけでなく、都民の漠然とした「不安」や、他人に対する迷惑行為等の犯罪に至らない秩序違反行為についても視野に入れて対応していく。

そのためには、都民が暮らす地域社会が安全安心の場となるよう、警視庁や区市町村と連携するとともに、都民や地域、企業等の協力を得ながら、地域における安全安心まちづくりを推進していくことが重要である。当本部では「東京都安全安心まちづくり条例」に基づき、通学路等における児童等の安全確保や、特殊詐欺の根絶などの喫緊の課題へ対応するとともに、弱者等を見守るネットワークの構築や安全安心まちづくりに関する人材の育成など、安全安心の体制強化を図っていく。

また、青少年対策として、「東京都子供・若者計画～社会に参加し、社会を形成する若い力を育む～」に基づき、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指していく。当本部では、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づく、青少年を健全に育成するための取組を推進するほか、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、社会的自立に困難を有する若者への支援を充実するとともに、区市町村による取組の推進や関係機関との連携体制の拡充を図っていく。

さらに、交通安全対策に関して、平成28年4月には、平成32年までに道路交通事故死者数を125人以下にするなどの新たな目標を掲げた「第10次東京都交通安全計画」を策定し、「東京都自転車安全利用推進計画」の改定も行った。また、自転車の安全で適正な利用に向けた取組を更に推進するため、平成28年10月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正した。これらを踏まえ、関係機関等と連携しながら総合的かつ計画的な交通安全対策を推進していくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、ITS等による渋滞対策を推進し、交通渋滞の解消にも取り組んでいく。